

広島市青少年センター 部 屋 利 用 の ご 案 内 (青 少 年 ・ 一 般 用)

青少年センターは、青少年の徳性及び情操を養い、知識を高めるとともに、自主性を助長することによって、青少年の健全な育成を図ることを目的とした社会教育施設です。

【住 所】 〒730-0011 広島市中区基町5番61号
TEL(082)228-0447 / FAX(082)228-7074

【開館時間】 午前9時から午後9時まで（都合により変更することがあります）

【休 館 日】 ① 毎週火曜日
② 祝日（国民の祝日に関する法律に規定された休日）の翌日
③ 12月29日から翌年1月3日まで

【利用対象】 概ね30歳までの広島市内に住んでいるか、通勤通学している4人以上の青少年の自主活動、又は青少年を対象とする事業を中心に利用できます。なお、これらの事業による部屋の利用がない場合には、青少年を対象としない事業など一般の方も利用できます。
ただし、宗教・政治・営利を目的とした利用はできません。

【使用料金】 無料。ただし、青少年のための事業以外に使用するには、別記料金表のとおり使用料が必要です。

【申し込み】 電話又は直接来館のうえ、部屋の利用ができることを確認後、事前に所定の申請書を提出してください。

区 分	申 し 込 み 方 法
青少年のための事業の場合	平日の午前・午後及び土曜日の午前については、使用日の3か月前から申請できます（例：5月1日に使用する場合、2月1日以降）。 ただし、平日の夜間、土曜日の午後・夜間、日曜日及び祝日の午前～夜間は、登録団体で翌月分の部屋利用を調整する代表者会議（※1）以降に申請を受け付けます。〈3枚複写の申請書〉
青少年のための事業で継続してセンターを利用する場合	所定のグループ登録票（目的、活動内容や名簿等を記入）を提出してください。登録の条件として、①広く青少年に開かれた団体であること、②ヤングフェスタ（青年団体の交流事業）に参加協力できるなど、他の青少年センター利用団体と横の連携を図り、相互に協力し活動を支え合うこと（※2）、③代表者会議に出席すること、があります。 なお、代表者会議ではまとめて翌月分の部屋を申請することができます。〈3枚複写の申請書〉
上記の事業以外で利用する場合	上記以外の場合は、1か月前から申請できます（例：5月1日に利用したい場合、4月1日以降）。原則、利用日の8日前までに使用料（現金で）を納付してください。〈3枚複写の申請書〉

※受付開始日が休館日の場合は、後日にずれます。

【使用制限】 次の場合には、青少年センターを使用することはできません。

- ① 青少年の福祉その他公益を害する恐れがあるとき。
- ② 建物又は設備を破損する恐れがあるとき。
- ③ 社会教育法23条（営利事業、特定の政党及び特定の宗教の利害に関する事業並びにこれらの援助・支援活動）に該当するとき。
- ④ 原則として、引き続き3日を超えて使用するとき。
- ⑤ 使用目的以外で設備・施設等を使用するとき
- ⑥ 収容人員を超えての入室。
- ⑦ 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為があった場合。
- ⑧ 管理上支障（広島市青少年センター条例・管理運営規則等に定められている事項）があるとき。

【利用のきまり】 利用者は、互いに気持ちよく使うために次の事項に留意してください。

- ① 火気の使用や特別の設備の使用については使用許可申請をして下さい。
- ② ポスターの掲示や、チラシ類の配布は許可を受けてください。
- ③ 館内では許可のない飲食等はありません。
- ④ ゴミは持ち帰りをお願いします。
- ⑤ お帰りの際には、利用報告書の記入と提出をお願いします。
- ⑥ 館内は原則禁煙になっておりますので煙草は所定の場所をお願いします。
- ⑦ 職員が管理の都合上、使用中に入室する場合があります。

【貸出機器等】 数に限りがありますので、あらかじめ申請してください。

- | | |
|----------------|-------------|
| ★ビデオ（VHS、DVD） | ★プロジェクター |
| ★移動式スクリーン | ★CDラジカセ |
| ★ポータブルDVDプレイヤー | ★水差し |
| ★ワイヤレスアンプ・マイク | ★急須・湯飲み・ポット |

【利用機器等】 事務室にご相談ください。

- ★コピー機（有料） ★印刷機（有料） ★裁断機 ★紙折機
なお、印刷に必要な消耗品（製版原紙、用紙等）は実費で頒布します。

【使用料金】

使用料金表（平成26年4月1日改定）

使用時間	会議室、講義室、和室 実習室、音楽室	集会室 レクリエーション室
3時間迄	1,380円	4,170円
4	1,840円	5,560円
5	2,300円	6,950円
6	2,760円	8,340円
7	3,220円	9,730円
8	3,680円	11,120円
9	4,140円	12,510円
3時間を越え 1時間まで毎	460円	1,390円

この料金は消費税及び地方消費税を含んでいます。

【各部屋の紹介】

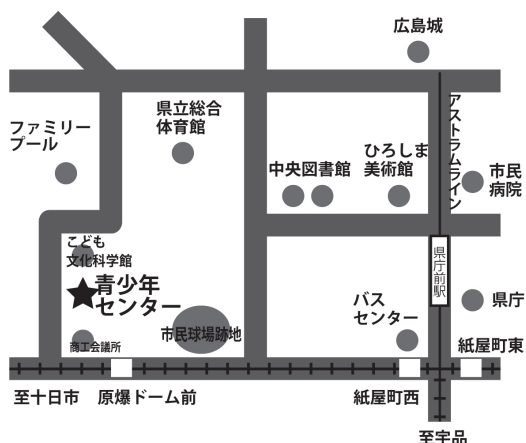
階	室名	定員	目的・仕様・附属設備等
1	談話ロビー	—	玄関ホールの一部にあり、雑誌等や自由に談話できる『憩いの場』です。
2	第三会議室	25	各種会議に利用でき、机が設置してあります。 《移動式ホワイトボード、机、椅子、鏡》
	美術室	25	演劇・ダンス・各種会議等、多目的に利用できます。 《椅子、ホワイトボード、流し場、鏡》
	第二講義室	40	演劇・ダンス・各種会議等、多目的に利用できます。 《机、椅子、ホワイトボード、鏡》
	商工実習室	40	演劇・ダンス・各種会議等、多目的に利用できます。 《机、椅子、移動式ホワイトボード、鏡》
	レクリエーション室	55	簡易防音、板張りの部屋でレクリエーションやダンスなどの『練習の場』に適しています。土足禁止 《移動式ホワイトボード、簡易更衣室、マット、鏡》
	ホール	629	ホール利用の手引きを参照してください。 《楽屋、控室ほか》
3	第一集会室	100	『集会の場』として講演会、講座、研修会場として適しています。 《机、椅子、ホワイトボード、暗幕、スクリーン、》
	第一音楽室	40	カーペット敷で防音設備があり、音楽専用です。土足禁止 《ギターアンプ、ベースアンプ、キーボード、キーボードアンプ、ドラムセット、ピアノ、椅子、ホワイトボードほか》※飲食禁止
	和室	25	生け花や茶道などの『趣味の場』として適しています。広さは24畳で床の間、水屋もあります。 《花器、茶器、茶釜、ホワイトボード、座机》
	第三集会室	75	『集会の場』として講演会、講座、研修会場として適しています。 《机、椅子、ホワイトボード、移動式鏡、ビデオ(DVD・VHS)》
	第一会議室	24	各種会議に利用でき、円卓状に机が配置してあります。 《机、椅子、ホワイトボード》
	第二会議室	12	各種会議に利用でき、円卓状に机が配置してあります。 《机、椅子、ホワイトボード》
	第四会議室	12	各種会議に利用でき、円卓状に机が配置してあります。 《机、椅子、移動式ホワイトボード、流し場》

階	室名	定員	目的・仕様・附属設備等
地下	談話ホール	—	『情報交換の場』として自由に利用できます。 《テーブル、椅子》
	第一講義室	40	演劇・ダンス・各種会議等、多目的に利用できます。 《机、椅子、ホワイトボード、暗幕、スクリーン、鏡》
	生活実習室	28	調理実習ができ『味の場』です。試食室があります。 《オープン付流し台、炊飯器、冷蔵庫、給湯設備、食器、調理器具、ホワイトボード、机、椅子》
	第二音楽室	40	カーペット敷で防音設備があり、音楽専用です。土足禁止 《ギターアンプ、ベースアンプ、キーボード、キーボードアンプ、ドラムセット、ピアノ、椅子、ホワイトボード》※飲食禁止
	陶芸実習室	12	陶芸に必要な用具類があります。ミーティングにも利用できます。 《ろくろ、椅子》
半地下	展示ホール・貸出図書コーナー		青少年団体の活動発表や紹介のための展示会場として利用できます。また、閲覧や貸出図書も備えています。 《展示パネル、スポットライト、図書、机、椅子》

※1 代表者会議とは、原則として毎月第一月曜日の午後6時半から登録団体による翌月分の部屋利用の調整、様々な活動の情報交換、団体相互の活動を活性化するための話し合い・研修等を行うものです。部屋利用の調整は平日の夜間、土曜日の午後～夜間、及び日曜日・祝日の午前～夜間の時間帯です。そのため登録団体以外の青少年団体は、上記の時間帯を除けば、3か月前の翌日から部屋の申請ができます。

※2 青少年センター利用団体同士で横の連携を図り、相互に協力し、活動を支合うことを目的とした、広島市青年団体連絡会議（略称：広青連）という自主的な連絡組織があります。広青連の主な役割は、代表者会議の運営、部屋の利用調整ほか、青少年センターを利用する青年同士が気持ち良く活動できるようにするための組織です。ぜひ登録される際には広青連への加盟をお願いします

【青少年センター案内図】



《交通のご案内》

- ◆市内電車⇒原爆ドーム前下車 徒歩3分
- ◆市内バス⇒旧市民球場前下車 徒歩3分
⇒バスセンター下車 徒歩10分
- ◆アストラムライン⇒県庁前下車 徒歩10分